

## 3 調査対象とならなかった事例

令和4年度（2022年度）に処理した事例で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

### ・市の仕事やそれに関わる職員の行為でない苦情（熊本市オンブズマン条例第6条）

市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 民間企業のケースワーカーの対応 民間施設を活用しているが、そのケースワーカーの言動に納得がいかない。
(2) 選挙の無効 熊本市長選挙は、投票率が低かったため無効を主張する。

### ・自身に直接の利害を有していないもの（熊本市オンブズマン条例第15条(2)）

申立内容について、申立人自身が利害を有していると言えないので、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(3) 施設内での洗濯に要した水道や電気代 施設の備品ではなく個人で持ち込んだ洗濯機を用いて作業着等を洗濯するのに要した水道や電気代は盗んだことになる考える。
(4) 生活保護制度の法的解釈 職員に対して、生活保護制度における法解釈に関しての質問をしたが、答えられない（分からない）との回答に納得がいかない。
(5) 新型コロナウイルス感染の死亡者数の公表 新型コロナウイルス感染の死亡者数を県や国には報告しているが、市民には公表していない。
(6) 市電の騒音 市電の路面が劣化している上に、市電のスピードが出すぎているので、騒音がすごい。

### ・1年以上経過しているもの（熊本市オンブズマン条例第15条(3)）

苦情の申立てに係る事実があった日又は終わった日から1年以上経過しているため、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(7) 住民票の住所表記 アパートの名称変更に伴い、変更手続きをした際に、申し出たとおりの記載を職員が処理しなかったことに納得がいかない。

## ・調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例第 15 条(5)）

苦情の趣旨において、高度な専門的知見に立脚しなければ判断ができないため、例規の法的解釈の是非は判断ができないため、行政裁量の範囲内のものや政策的判断によるものであるため、他の機関の救済措置が相当であると認められるため、オンブズマンによる「調査が相当でない」と判断し、調査の対象外となったものです。

また、苦情申立ての趣旨に係る事実が不明瞭あり、調査の対象になるかどうかの判断ができなかったもの、及び、趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの申立人からの協力が得られず、趣旨が特定できなかったものも、オンブズマンによる「調査が相当でない」と判断し、調査の対象外としています。

内容・苦情申立ての趣旨
(8) 市道工事による私有地への食込み 市道工事において、市道が所有地に食い込んでいるため、そのことをオンブズマンに認定してもらいたい。
(9) 水道工事による家屋外壁のひび割れ 自宅の近隣で行われた水道工事によって自宅の外壁にひび割れが生じた。
(10) 情報公開制度の法的解釈 熊本市情報公開条例第 24 条の規定は、開示請求についての規定ではないと解釈する市（担当課）に納得がいかない。
(11) 浴場施設の利用時間 浴場施設の利用時間の運用方法について納得がいかない。
(12) 工事に伴う水道水の放射能汚染 自宅前や近隣で行われている工事の際に、工事業者が水道水に放射線が出るようにするという犯罪行為をしている。
(13) パブリックコメント制度の運用 パブリックコメントの結果の公表の際には、市は市民の意見に対して市の考え方をちゃんと公表すべきである。
(14) パブリックコメントの実施時期 パブリックコメントの募集時期が、年末年始にかけてイベントなどで不在の頃を狙っており、市民のために配慮していない。
(15) 自治基本条例の改正案 熊本市自治基本条例の一部改正に関して、SNS 等での熊本市や熊本市民への批判がっており、この批判に対応していない。
(16) 図書貸出のシステム 図書貸出システムに関して、他都市の状況や市民への周知状況について、図書館へ問い合わせたが、その対応に納得がいかない。
(17) マイナンバーカード窓口の混雑 コールセンターに電話をするが繋がらない上に、カード受取り窓口では受付に何人もの職員がいるのに交付処理がさばけていない。
(18) 滞納分水道料金の支払い方法 滞納分の水道料金の支払い方法について、上下水道局の関係者が間違った説明をしたことに納得がいかない。